

令和7年2月第184回定例 農業委員会総会議事録

令和7年2月10日（月）
安土町総合支所防災センター2階会議室

日 程

第1 会議録署名委員の指名

第2 議案上程

議第724号	農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
議第725号	事業計画変更の承認申請について
議題726号	農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
議第727号	農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
議第728号	相続税の納税猶予に関する適格証明の申請について

報告第445号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について
報告第446号	その他の専決報告について

開会 午前9時30分

事務局長	委員の皆様ご苦労様です。 それでは早速ですが定刻となりましたので、令和7年2月第184回定例総会の開会をお願い致します。 また、会議規則第5条の規程により会長が議長となりますので●●会長よろしくお願い致します。
議長	本日は、お忙しいところ、早朝よりご参集をいただきご苦労さまです。
議長	それでは、近江八幡市農業委員会会議規則に則り進行させていただきます。 <u>本日の現在出席委員20名、欠席の届出4名</u>（11番、●●●●委員、24番、●●●●委員、14番、●●●●委員、17番、●●●●委員）より、会議規則第4条第2項による欠席の届出がでております。 会議規則第6条により、委員の過半数が出席しておりますので、2月総会が成立していることを報告いたします。 それでは、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、令和7年2月第184回定例総会を、ただ今から開催します。
議長	先ず、日程第1 会議録の署名委員の指名ですが、 9番 ●●●●委員 12番 ●●●●委員のご両名を指名しますのでよろしくお願い致します。
議長	次に、日程第2 議案の上程に入ります。 議第724号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてを議題といたします。番号5について該当委員がいることから、まず番号1から番号4まで事務局の議案説明を求めます。
事務局	議第724号、農地法第3条第1項の規定による申請に対し、

許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和7年2月10日提出、近江八幡市農業委員会、会長、●●●●。

番号1、土地の所在地、津田町●●番、登記地目、現況地目とも畑、登記面積4,752㎡、世帯の経営面積、渡人151.1アール、受人12,639.8アールで今回の申請面積を合わせますと12,687.3アールとなります。渡人につきましては、野村町●●番地、●●●●、受人につきましては、野村町●●番地、株式会社●●●●、代表取締役、●●●●、契約内容は売買、譲渡人につきましては、規模縮小、受人につきましては、規模拡大でございます。

番号2、土地の所在地、津田町●●番、登記地目、現況地目とも畑、登記面積2,425㎡、世帯の経営面積、渡人0アール、受人、近江八幡市内では0アール、東近江市では103.58アールです。渡人につきましては、南津田町●●番地●、●●●●、受人につきましては、東近江市平尾町●●番地●、●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、管理困難、譲受理由につきましては、相手方の要望、規模拡大でございます。

番号3、土地の所在地、古川町●●番、登記地目、現況地目とも畑、登記面積236㎡、世帯の経営面積、渡人3.9アール、受人5.8アールで今回の申請面積を合わせますと8.1アールとなります。渡人につきましては、大阪府豊中市向丘●丁目●番●●ー●●号、●●●●、受人につきましては、古川町●●番地、●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、管理困難、譲受理由につきましては、相手方の要望、隣接農地と一体利用でございます。

番号4、土地の所在地、西宿町●●番、登記地目、現況地目とも畑、登記面積59㎡、同じく西宿町●●番、登記地目、現況地目とも畑、登記面積92㎡、世帯の経営面積、渡人1.5アール、受人253.9アールで今回の申請面積を合わせますと255.4アールとなります。渡人につきましては、西宿町●●番地、●●●●、受人につきましては、金剛寺町●●番地●、●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、管理困難、譲受理由につきましては、隣接農地と一体利用でございます。

以上の農地法第3条第1項の案件全てにつきまして、「農地法

第3条審査書」に基づき、農地法第3条第2項第1号のいわゆる全部効率要件、農地法第3条第2項第4号の常時従事要件、農地法第3条第2項第6号の周辺地域との調和条件（及び農地法第3条3項）に照らし許可しうるものと判断し、議案とさせていただきます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長

ありがとうございました。

議題といたしました案件の中で、追加及び補足説明等がございましたら、発言をお願いします。

委 員

（特になしの声）

議 長

（特に補足説明もないようですので、）皆様にお伺いいたします。質問や意見はございませんか。

委 員

3番の案件ですが、古川町の●●●●さんが買われますが、現在、造園業をされていて重機等を置かれています。ここもそうなるのかなと思っていますが。

事務局

今回申請にあたりまして、●●委員がおっしゃるように重機等を置いている状態がありましたので、現況を畑に戻していただいて、今回隣の農地も一体的にということでの申請をいただいております。

議 長

質問も意見もないようですので、採決に入ります。
議第 724 号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについての内、番号1から番号4の案件について、原案どおり許可することに異議ございませんか。

委 員

（異議なしの声）

議 長

ご異議なしと認めます。
よって、番号1から番号4について、原案どおり許可することに決定いたします。

議 長 それでは次に議第 724 号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについての内、番号5についてを議題といたしますが、農業委員会会議規則第17条 議事参与の制限の規定によりまして、9番 ●●●●委員の退席を求めます。

(●●委員退席)

議 長 それでは再開いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 番号5、土地の所在地、安土町石寺●●番地、登記地目、現況地目とも畑、登記面積128㎡、世帯の経営面積、渡人9.5アール、受人0アールで今回の申請面積1.2アールとなります。渡人につきましては、秋田県南秋田群大湊村字西●丁目●番地●、●●●●、受人につきましては、安土町石寺●●番地、●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、管理困難、譲受理由につきましては、相手方の要望でございます。
以上ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長 皆様にお伺いいたします。
質問や意見はございませんか。

委 員 (特になしの声)

議 長 質問も意見もないようですので、採決に入ります。
議第 724 号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについての内、番号5の案件について、原案どおり許可することに異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、番号5について原案どおり許可することに決定いたします。

(●●委員入室)

議 長

それでは再開いたします。

議第 725 号 事業計画変更の承認申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議第725号、事業計画変更の承認申請について、農地法第5条第1項の規定により、令和5年7月10日付けで農地転用許可がされた農地について、次のとおり会長あて申請があったので、審議を求める。令和7年2月10日、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

番号1、土地の表示、西生来町●●番●、登記地目、田、現況地目、雑種地、地積101㎡、申請人につきましては、西生来町●●番地●、●●●●、●●●●、当初の事業計画内容は工事用通路で令和5年11月24日から令和7年2月28日までの一時転用でしたが、変更後につきましては、転用目的を自己用通路として、転用期間を恒久ということでされています。理由につきましては、離れ建築時の工事用通路を引き続き自己用通路として使用したいためということでございます。

以上ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長

皆様にお伺いいたします。ただ今の案件で質問や意見はございませんか。

事務局長

この後、5条の申請がでておりますので、後程説明させていただきます。

議 長

それでは質問も意見もないようでありますので、採決に入ります。

議第 725 号 事業計画変更の承認申請については、原案どおり承認とすることにご異議ございませんか。

委 員

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。

よって、原案どおり承認することに決定いたします。

議 長

それでは次に、議第 726 号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第 727 号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてを、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議第726号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。

農地法第4条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和7年2月10日提出、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

番号1、土地の所在地、加茂町●●番、登記地目、畑、現況地目、雑種地、申請面積59㎡、同じく加茂町●●番●、登記地目、畑、現況地目、宅地、34㎡、申請人につきましては、加茂町●●番地、●●●●、申請地は、加茂町の集落内の農地で、街区中の宅地率が40%を超えますことから、農振白地の第3種農地と判断をいたしました。転用目的は、住宅敷地及び農機具置場で、現地は、造成された時期は不詳ですが、すでに住宅敷地等として利用されております。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

続きまして、議第727号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和7年2月10日提出、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

番号1、土地の所在地、浅小井町●●番●・●●番●●合併●、登記地目、現況地目とも田、申請面積62㎡、浅小井町●●番●●・●●番●●合併●、登記地目、現況地目とも畑、申請面積37㎡、浅小井町●●番●●、登記地目、現況地目とも畑、申請面積16㎡、浅小井町●●番●●、登記地目、現況地目とも畑、申請面積3.15㎡、渡人につきましては、浅小井町●●番地、●●●●、同じく浅小井町●●番●●・●●番●●合併、登記地目、現況地目とも

井町●●番●●・●●番●●合併●、登記地目、現況地目とも畑、申請面積1.29㎡、浅小井町●●番●●・●●番●●合併●、登記地目、現況地目とも畑、申請面積20㎡、渡人につきましては、大津市仰木の里●丁目●番●一●●●号、●●●●、同じく浅小井町●●番●●、登記地目、現況地目とも畑、申請面積1.07㎡、渡人につきましては、浅小井町●●番地、●●●●、同じく浅小井町●●番●●、登記地目、現況地目とも畑、申請面積66㎡、浅小井町●●番地、●●●●、同じく浅小井町●●番●●、登記地目、現況地目とも畑、申請面積9.41㎡、渡人につきましては、浅小井町●●番地、●●●●、同じく浅小井町●●番●●、登記地目、現況地目とも畑、申請面積39㎡、渡人につきましては、浅小井町●●番地、●●●●、同じく浅小井町●●番●●、登記地目、現況地目とも畑、申請面積100㎡、浅小井町●●番、登記地目、現況地目とも田、申請面積135㎡、浅小井町●●番、登記地目、現況地目とも畑、申請面積145㎡、渡人につきましては、浅小井町●●番地、●●●●、以上39筆、3,940.83㎡の受人につきましては、金剛寺町●●番地●、●●●●株式会社、代表取締役、●●●●、申請地は、浅小井町の集落内の農地で、上下水道管が埋設されている道路の沿道の区域で、申請地からおおむね500m以内にヴォーリズ学園、金田東保育園の教育施設が2カ所以上あることから、農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は、売買です。転用目的は、露天資材置場で、建設業で使用する造成・建築に係る資材の置場として利用される計画です。造成計画につきましては、東側市道の高さに合わせるために、20cmから80cm盛土により造成されます。雨水については、基本、地下浸透処理される計画ですが、敷地内に勾配を設け、申請地北西側の既存集水桝に集水し、北側既存水路に放流されます。今回、申請地に隣接する農地は、東側の畑地のみであり、畑地との境界は、法面施工により土砂の流出を防ぎます。また、法面で受ける雨水については、既存水路にて処理する計画であるため周辺農地への影響はないと判断しております。

なお、申請地東側市道の横の不自然に残る農地 1筆については、耕作の予定がなく、現在相続手続き等を進められており、手続き完了後は、資材置場用地として同じく転用され、一体的に利用される予定でございます。こちらは、3,000㎡を超える転用で

あるため、今月19日に開催されます県の常設審議委員会の意見聴取の対象となります。

番号2、土地の所在地、浅小井町●●番、登記地目、現況地目とも畑、申請面積62㎡、浅小井町●●番●、登記地目、現況地目とも畑、申請面積99㎡、浅小井町●●番●・●●番●●合併●、登記地目、現況地目とも畑、申請面積48㎡、浅小井町●●番●、登記地目、現況地目とも畑、申請面積33㎡、浅小井町●●番●●・●●番合併●、登記地目、現況地目とも畑、申請面積14㎡、渡人につきましては、浅小井町●●番地、●●●●、同じく浅小井町●●番●・●●番●●合併、登記地目、現況地目とも畑、申請面積99㎡、渡人につきましては、神奈川県大和市福田●●番地●、●●●●、同じく浅小井町●●番●・●●番●●合併、登記地目、現況地目とも畑、申請面積122㎡、浅小井町●●番●・●●番●●合併、登記地目、現況地目とも畑、申請面積95㎡、浅小井町●●番●●、登記地目、現況地目とも畑、申請面積99㎡、渡人につきましては、浅小井町●●番地、●●●●、同じく浅小井町●●番●・●●番●●合併、登記地目、現況地目とも畑、申請面積122㎡、渡人につきましては、浅小井町●●番地、●●●●、同じく浅小井町●●番●●、登記地目、現況地目とも畑、申請面積169㎡、渡人につきましては、浅小井町●●番地、●●●●、同じく浅小井町●●番●●、登記地目、現況地目とも畑、申請面積69㎡、渡人につきましては、浅小井町●●番地、●●●●、同じく浅小井町●●番●●、登記地目、現況地目とも畑、申請面積57㎡、渡人につきましては、浅小井町●●番地、●●●●、同じく浅小井町●●番●●・●●番●合併、登記地目、現況地目とも畑、申請面積109㎡、渡人につきましては、京都市上京区丸太町通智恵光院西入西院町●●番地●、●●●●号、●●●●、同じく浅小井町●●番●●・●●番●合併、登記地目、現況地目とも畑、申請面積165㎡、渡人につきましては、浅小井町●●番地、●●●●、同じく浅小井町●●番●●・●●番●合併●、登記地目、現況地目とも畑、申請面積75㎡、浅小井町●●番●、登記地目、現況地目とも畑、申請面積13㎡、渡人につきましては、浅小井町●●番地、●●●●、同じく浅小井町●●番●、登記地目、現況地目とも畑、申請面積37㎡、渡人につきましては、浅小井町●●番地、●●●●、同じく浅小井町●●番●●・●●番●合併、登記

地目、現況地目とも畑、申請面積122㎡、浅小井町●●番●、登記地目、現況地目とも畑、申請面積124㎡、浅小井町●●番●、登記地目、現況地目とも田、申請面積57㎡、渡人につきましては、浅小井町●●番地、●●●●、同じく浅小井町●●番●●・●●番●合併●、登記地目、現況地目とも畑、申請面積62㎡、渡人につきましては、大津市仰木の里●丁目●●一●一●●号、●●●●●、同じく浅小井町●●番●●、登記地目、現況地目とも畑、申請面積50㎡、渡人につきましては、浅小井町●●番地、●●●●、同じく浅小井町●●番●●、登記地目、現況地目とも畑、申請面積53㎡、浅小井町●●番●●、登記地目、現況地目とも畑、申請面積0.08㎡、渡人につきましては、浅小井町●●番地、●●●●、以上25筆、1,955.08㎡の受人につきましては、金剛寺町●●番地●、●●●●株式会社、代表取締役、●●●●、申請地は、浅小井町の集落内の農地で、上下水道管が埋設されている道路の沿道の区域で、申請地からおおむね500m以内にヴォーリス学園、金田東保育園の教育施設が2カ所以上あることから、農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は、売買です。転用目的は、建売分譲住宅で7区画整備される予定です。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。なお、本件につきましては、開発同時許可となります。

番号3、土地の所在地、野村町●●番●、登記地目、畑、現況地目、宅地、申請面積199㎡、貸人につきましては、野村町●●番地、●●●●、借人につきましては、野村町●●番地、●●●●●、申請地は、野村町の集落内の農地で、街区中の宅地率が40%を超えますことから、農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は、賃貸借です。転用目的は、一般住宅で、申請地は、昭和43年頃に住宅を建築する際に造成されており、受人の一般住宅として既に利用されています。今回土地の整理をしたところ、当該地に渡人の農地が残っていたことが判明したため申請されたものです。てん末案件ではございますが、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号4、土地の所在地、野村町●●番●、登記地目、畑、現況地目、宅地、申請面積57㎡、渡人につきましては、野村町●●番地、●●●●、受人につきましては、甲賀市水口町下山●●番地●●、●●●●、申請地は、野村町の集落内の農地で、街区中

の宅地率が40%を超えますことから、農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は、贈与です。転用目的は、貸住宅敷地で、申請地は、昭和60年頃に住宅を建築する際に造成されており、受人が貸住宅敷地として既に利用されています。番号3と同様に受人の農地が含まれていることが判明したために今回申請されたものです。てん末案件ではございますが、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号5、土地の所在地、小田町●●番●、登記地目、田、現況地目、宅地、申請面積300㎡、渡人につきましては、小田町●●番地、●●●●、受人につきましては、大中町●●番地、●●●●●、申請地は、小田町地先の農地で、10ha以上の一団の農地の区域内にある農地であることから、農振白地の第1種農地と判断をいたしました。契約内容は、売買です。転用目的は、農業用倉庫で、申請地は、昭和52年頃に造成され、既に農業用倉庫として利用されています。今回、受人が購入するに当たり調べたところ、当該地が転用できていないことが判明したために申請されたものです。第1種農地は、原則許可することはできませんが、農用地利用計画に指定された用途であるために例外的に許可し得るものであります。てん末案件ではございますが、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号6、土地の所在地、西生来町●●番●、登記地目、田、現況地目、雑種地、申請面積101㎡、貸人につきましては、西生来町●●番地●、●●●●●、借人につきましては、西生来町●●番地●、●●●●●、外1名、申請地は、西生来町地先の農地で、10ha以上の一団の農地の区域内にある農地であることから、農振白地の第1種農地と判断をいたしました。契約内容は、使用貸借です。転用目的は、自己用通路で、事業計画変更で説明しましたとおり、工事用通路として使用していたものを自己用通路として使用されるものです。第1種農地は、原則許可することはできませんが、周辺地域に居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであるため例外的に許可し得るものであります。

以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

議第 726 号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第 727 号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについては、現地踏査を行っていただいておりますので、その報告を求めます。

結果報告を、 15番 ●●●●委員、よろしくお願いします。

委 員

去る、1月31日に、議第 726 号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第 727 号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて13番 ●●●●委員と私、及び事務局職員で現地踏査を行い、協議した結果を報告します。

初めに、農地法第4条の案件について、報告させていただきます。

番号1の案件です。

てん末案件であり、事務局から説明がありましたとおり、問題ないと考えます。

次に、農地法第5条の案件について、報告させていただきます。

番号1の案件です。

事務局から説明がありましたとおり、1筆 残る農地も今回の渡人であり、対策が講じられていることから、周辺農地への影響はないと考えます。

次に番号2の案件です。

申請地の周囲には擁壁を設置し、土砂の流出を防ぎます。また、雨水排水については、敷地内に側溝を新設し、南側の既存水路に放流されることから、周辺農地への影響はないと考えます。

次に番号3～5の案件です。

てん末案件であり、事務局から説明がありましたとおり、問題ないと考えます。

最後に番号6の案件です。

事業計画の変更であり、これまでと同様の利用であるため、問題ないと考えます。

第4条許可申請1件、第5条許可申請6件、計7件の案件について、全て立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。以上、現地踏査 結果報告を終わります。

議 長	ご苦労さまでした。ただ今の案件で質問や意見はございませんか。
委 員	●●●●さんの案件で、露天資材置場の面積が3,940㎡ですが、建売分譲住宅の面積が1,955㎡なのでこんなに大きな露天資材置場は必要ですか。今後、露天資材置場が建売分譲住宅になることはありますか。
事務局	今回、露天資材置場については、隣の建売分譲住宅とは別の案件ということで申請をされていまして、建売分譲住宅については、転用目的が違いますので、3,000㎡以下ということで常設の案件にはあたりません。露天資材置場は3,000㎡を超えるので常設の案件になります。私ども今の段階で、申請で聞いているところでは、●●●●さんが今2か所で資材置場をお持ちでございます。船木町と安土町慈恩寺にあります。安土町慈恩寺の方が使えないということになりまして、船木町については約700㎡ぐらいしかないということでございます。今回建売分譲住宅をする際に残った農地、土地改良未整備の農地がございまして、そこも一緒に買ってほしいという話があったと聞いております。資材置場はちょうど一か所減るということで、新しい資材置場を造るところまでの計画しか聞いておりませんが、●●委員がおっしゃるようなことも考えられます。
議 長	他に質問も意見もないようでありますので、採決に入ります。 ただ今の現地踏査の説明のとおり、原案どおり許可相当とすることにご異議ございませんか。
委 員	(異議なしの声)
議 長	ご異議なしと認めます。 よって、提案どおり許可相当とすることに認めます。
議 長	それでは、次に、議題 728 号 相続税の納税猶予に関する適格証明に関する申請についてを、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議第728号、相続税納税猶予に関する適格者証明の申請について、を説明させていただきます。

租税特別措置法第70条の6第1項に規定する適格者であることについて、次のとおり会長あて申請があったので、審議を求める。令和7年2月10日、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

この制度については、農地を農業目的で使用している限りにおいては到底実現しない高い評価額により相続税が課税されてしまうと、農業を継続したくても相続税を払うために農地を売却せざるを得ないという問題が生じるため、自ら農業経営を継続する相続人を税制面から支援するために相続税の納税猶予制度が設けられました。従来、相続税の納税猶予制度は、相続人自らが農業の用に供する場合のみを対象としていましたが、農地の効率的な利用を促進する観点から、平成21年に改正され、市街化区域外の農地に限り、農地中間管理事業などの特定貸付けを行った場合についても適用できることとなりました。

今回は1件の申請がありました。番号1、土地の所在地、森尻町●●番、登記面積1,743㎡、農地又は準農地の別は田、登記地目、田、森尻町●●番●、登記面積2,895㎡、農地又は準農地の別は田、登記地目、田、森尻町●●番、登記面積3,346㎡、農地又は準農地の別は田、登記地目、田、森尻町●●番の一部、登記面積472㎡の内273㎡、農地又は準農地の別は畑、登記地目、畑、森尻町●●番、登記面積79㎡、農地又は準農地の別は畑、登記地目、畑の合計5筆、被相続人につきましては、●●●●、農地等の相続人につきましては、大阪市福島区玉川●丁目●番●●一●●●●号、●●●●、子になります。相続開始年月日は、令和6年6月27日、相続開始時における被相続人との同居、別居の別は別居でございます。5筆全て現況が農地であることは確認しております。今回の特定貸付けをしているかどうかは田、3筆をすべて貸付されておりました、畑については自作されていることを確認しております。

以上ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

皆様にお伺いいたします。ただ今の案件で質問や意見はございませんか。

委 員	相続税の執行猶予とあるので、減免ではないのでどこかで払わないといけないと思いますが、その状況はどうなりますか。
事務局長	農地を転用、売買されるとダメになりますので、その分は払ってくださいという形になりますので、毎年農業委員会に税務署から確認がなされます。それに対して、税務署が猶予をされるのかどうか判断されます。今回許可をしたから大丈夫というものではありません。
議 長	他に質問も意見もないようでありますので、採決に入ります。 議第 728 号 相続税の納税猶予に関する適格証明に関する申請について、原案どおり承認することに異議ございませんか。
委 員	(異議なしの声)
議 長	ご異議なしと認めます。よって、承認することを認めます。
議 長	それでは、次に報告第 445 号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第 446 号 その他の専決報告について、事務局の説明を求めます。
事務局	報告第445号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について、を報告させていただきます。 農地法第5条第1項第6号の規定に基づき同法施行令第10条の規定により、次のとおり会長あて届出があり、受理したので報告する。令和7年2月10日、近江八幡市農業委員会事務局長。 番号1、土地の表示、十王町●●番、畑、88㎡、受理日及び受理番号、令和7年1月14日、514号、渡人につきましては、十王町●●番地、●●●●、受人につきましては、鷹飼町北●丁目●番地●、株式会社●●●●、代表取締役、●●●●、理由につきましては、露天資材置場、区部につきましては、売買でございます。 番号2、土地の表示、小船木町●●番、畑、56㎡、受理日及び受理番号、令和7年1月22日、515号、渡人につきましては、

高島市マキノ町白谷●●番地●、●●●●●、受人につきましては、愛知郡愛荘町●●番地●、●●●●●、理由につきましては、露天資材置場、区分につきましては、贈与でございます。

番号3、土地の表示、鷹飼町北●丁目●●番●、田、707㎡、受理日及び受理番号、令和7年1月27日、516号、渡人につきましては、鷹飼町●●番地、●●●●●、受人につきましては、草津市野路●丁目●番●●号、大和ハウス株式会社、支店長、●●●●●、理由につきましては、共同住宅、区分につきましては、売買でございます。

番号4、土地の表示、安土町常楽寺●●番、田、323㎡、安土町常楽寺●●番●、田、416㎡、安土町常楽寺●●番、田、198㎡、受理日及び受理番号、令和7年2月4日、517号、渡人につきましては、兵庫県明石市桜町●●番●●、●●●●●、受人につきましては、中小森町●●番地●、株式会社●●●●●、代表取締役、●●●●●、理由につきましては、分譲住宅用地、区分につきましては、売買でございます。

続きまして、報告第446号、その他の専決報告について、農地法関連に基づくその他の専決について、次のとおり報告する。令和7年2月10日、近江八幡市農業委員会事務局長。

1、農地法第18条第6項の規定に基づく賃貸借契約の合意解約通知の受理について、こちらにつきましては、全て賃貸借契約の解除で合計23件ございました。

2、農地法施工規則第53条第1項第11号、電気事業者が送電用電気工作物等を設置する場合に基づく協議について、目的につきましては、電気事業者の行う敷地改良工事、ボーリング調査に伴う進入路、契約の種類につきましては、賃貸借、所在地につきましては、竹町●●番の一部、田、2,048㎡の内167.69㎡、貸人につきましては、竹町●●番地、●●●●●、同じく竹町●●番の一部、田、2,319㎡の内49.60㎡、貸人につきましては、竹町●●番地、●●●●●、2筆の借人につきましては、大津市におの浜●ー●ー●●、●●●●●株式会社、滋賀本部、本部長、●●●●●でございます。

3、公共事業の施工に伴う廃土処理に係る農地転用の申出について、こちらは安土町コミュニティエリア整備に伴う建設発生土の受入に関する申出となります。農地法上許可扶養の案件になり

ますが、情報提供させていただきます。

場所につきましては、安土町下豊浦●●番●、外33筆、46,744㎡の内14,200㎡、建設発生土の受け入れ、16,200㎡ H=1～2m、期間は令和7年3月1日から令和7年5月31日、申出者につきましては、桜宮町236番地、近江八幡市長、小西理でございます。

以上報告とさせていただきます。

議 長 ただ今の、報告第 445 号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第 446 号 その他の専決報告について、質問等はありませんか。

委 員 （特になしの声）

議 長 それでは、質問や意見等もないようであります。これらは報告案件でございますので、了解いただきたいと存じます。

議 長 以上で本日の総会日程は終了しました。
これをもちまして第 184 回定例農業委員会総会を閉会します。

閉会 午前10時30分

会議規則第21条の規定により下記に署名する。

近江八幡市農業委員会会長

会議録署名委員

委員

会議録署名委員

委員